

「かがわふるさと百人一首かるた大会」競技規程

1 チーム編成

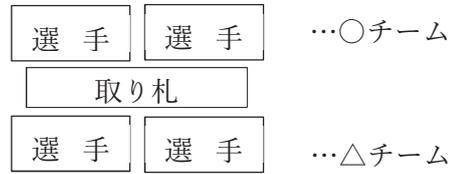
- (1) 1チームの選手は2名で、男女の組み合わせは自由とする。
- (2) 部門は、低学年（小学校1・2年）の部、中学年（小学校3・4年）の部、高学年（小学校5・6年）の部、中学生（中学校1～3年）の部とする。
- (3) 選手は、部門・番号等を記した名札（主催者が受付時に配付）を着用する。
- (4) あらかじめ申込をしていた選手が出場できなくなった場合は、受付終了時時間までに引率責任者が所定の変更届を提出することにより、選手の変更をすることができる。受付終了後の選手変更は一切認められない。なお、受付終了後に病気やけが等主催者がやむをえないと認める理由で出場できない者が出た場合、1名の選手のみチーム参加を例外的に認めることができる。

2 組み合わせ抽選

- (1) 予選リーグ（決勝トーナメント共通）の組み合わせ抽選は、当日の受付時に行う。

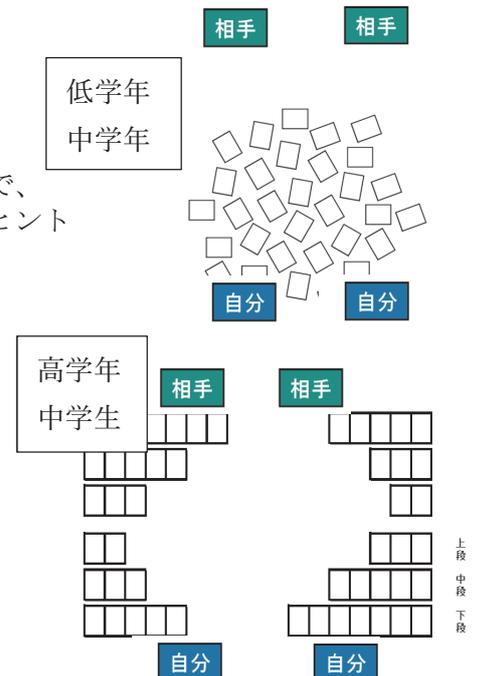
3 試合方法（全部門共通ルール）

- (1) 試合は、4チームのリーグ戦で予選を行い、各ブロックの1位が決勝トーナメント戦に進出できる。3位決定戦は行わず、ともに3位とする。
- (2) 試合は各チーム選手2名ずつで対戦する。
- (3) 札は100枚のうち40枚を使う。（使う札は後日周知）
- (4) 取り札を混ぜたら、2つに分けて、それぞれのチームが並べる。
- (5) 選手は、正座して、手を膝の上に置き、背筋を伸ばした状態で読み上げを待つ。（違反者は1回休みとする）
- (6) 審判長は、全コートでの準備が整ったことを確認し、「はい」の号令をかける。号令を合図に、読み手が読み札を読み上げる。
- (7) 読み手が読み始めたら、札を取ってもよい。
- (8) 相手と同時に取り札を押さえた場合は、その取り札をその場で裏返しにしておき、次に取った者の取り札とする。
- (9) 試合開始から10分がたったところで競技終了とし、勝敗を決定する。
- (10) 予選リーグでは、最後の取り札を同時に押さえた場合、どちらの取り札にもしないで終了する。取り札の合計枚数が同数の場合は、引き分けとする。決勝トーナメントでは、競技終了時に同数の場合は延長戦を行う。延長戦は次の取り札を取ったチームの勝ちとする。
- (11) 予選リーグは、各ブロックの勝ち数が多いチームを1位とする。勝ち数が同じ場合は、その中で総取り札枚数の最も多いチームを1位とする。総取り札枚数も同じ場合は、当該チームの対戦成績により1位を決定する。全て同じ場合は抽選とする。



4 各部門による競技ルール

- (1) 低学年部門
 - ①取り札は写真側を使う。
 - ②読み手が読む歌を聴くだけでなく、下の句が始まるタイミングで、会場前方スクリーンにその札の写真が映し出されるので、それをヒントにとってもよい。
 - ③ちらし取り（ばらばらに札を並べる）で行う。
 - ④お手つき（誤った取り札を押さえた者）は、1回休みとする。
 - ⑤休みの者は、両手を頭の上に置いて次札の読み上げを待つ。
 - ⑥選手2名の取り札の合計枚数の多いチームを勝ちとする。
- (2) 中学年部門
 - ①取り札は文字側を使う。
 - ③ちらし取り（ばらばらに札を並べる）で行う。
 - ④お手つき（誤った取り札を押さえた者）は、1回休みとする。
 - ⑤休みの者は、両手を頭の上に置いて次札の読み上げを待つ。
 - ⑥選手2名の取り札の合計枚数の多いチームを勝ちとする。
- (3) 高学年・中学生
 - ①取り札は文字側を使う



- ②札を自分チームの陣地と相手チームの陣地に分けて3段に並べる。
- ③相手チームの陣地の札を取った場合は、自分チームの陣地の札を1枚相手に渡す。
- ④お手つき（誤った取り札を押さえた者）は、相手チーム陣地の札を1枚もらい、自分チームの陣地の札として並べる。お手つきした者も1回休みはせずに、競技を続ける。
- ⑤競技終了時に自分チームの陣地の札が少ない方が勝ちとする。

5 その他

- (1) 試合は一礼して「お願いします」の挨拶で始まり、かるたを取る時は、「はい」という掛け声をかけて取る。試合後は一礼して「ありがとうございました」の挨拶を行う。なお、対戦前に選手の気持ちを落ち着かせ集中力を高めるとともに、会場を静謐(せいひつ)な雰囲気にするために時間を取ることがある。
- (2) 選手は、かるた競技を通して、社会生活に必要な礼儀や集中力等を学ぶよう努めるものとする。
- (3) 遅刻の場合は、相手チームの不戦勝とする。
- (4) 審判に対する異議申し立ては一切認めない。
- (5) 主催者の指示に従い、決められた場所で応援するものとする。試合場や本部への立入りは禁止とする。
- (6) 故意に施設や設備を破損したときは修理等に要した費用を本人またはその保護者が支払うものとする。
- (7) その他、競技規程にない事態が発生したときは、主催者は新たな規定を定めることができる。